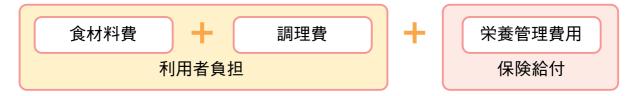
食費に関する 見直しの主なポイント

食費の範囲は、「食材料費 | + 「調理費 | 相当

• 食費のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」+「調理費」で、「栄養管理費用」は介 護保険から給付されます。



所得の低い方の負担の上限は次のようになります

()内は月額概数

負担限度額			甘油井口虾
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階	基準費用額
300円/日(1.0万円)	390円/日(1.2万円)	650円/日(2.0万円)	1,380円/日(4.2万円)

※ なお、施設には平均的な食費(=基準費用額)と上表の負担限度額との差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

利用者一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケアによって低栄養状態を改善(栄養ケアは保険給付の対象)

- 施設における食事や栄養管理については、これからは、次のような取り組みを進めていきます。
 - 利用者一人一人の健康、栄養状態を体重測定などによりチェック (低栄養状態になっていないか、嚥下(えんげ)機能(=飲み込む力)はどうか など)
 - ② 一人一人の健康、栄養状態に基づいて、個別の計画を作成 (低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能 に応じた食形態 など)
 - ❸ 定期的なフォローアップ
- また、できる限り「自分の口で食べる」ことができるようにしていくとともに、糖尿病食などの工夫についても引き続き保険給付の対象とします。



利用者と施設の契約に関する 「ガイドライン」

ガイドラインの意義

利用者の方にお支払いいただく「居住費」や「食費」の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることになりますが、適正な契約が行われるよう、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドライン」を示しています。

適正手続きのガイドライン

- 利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- 利用者の書面による同意(デイサービス(通所介護)、デイケア (通所リハビリテーション)を除く)
- 居住費・食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運営 規程への記載、施設内等への掲示



「居住費(滞在費) | の範囲等に関するガイドライン

「居住費 |の範囲

居住環境に応じて設定(P.9参照)

「居住費」の水準を決めるに当たっての勘案事項

- 施設の建設費用(修繕・維持費用等を含む。公的助成の有無についても勘案すること)
- 近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 など

「食費」の範囲等に関するガイドライン

「食費」の範囲

● 「食材料費」十「調理費」相当として設定

その他

- ●「特別な室料※1 |と「特別な食費※2」は明確に区別すること
- ※1 利用者の特別な希望に基づく居住環境(居室面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性など)
- ※2 利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材など